

事 務 連 絡
平成25年8月12日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)食品衛生担当課 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

韓国向け輸出冷凍食用鮮魚類頭部の名称について

標記について、本日、別添のとおり地方厚生局健康福祉部長あてに通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴管下関係業者への周知について特段の御対応方
よろしく申し上げます。

食安監発0812第1号
平成25年8月12日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

韓国向け輸出冷凍食用鮮魚類頭部の名称について

韓国向けに輸出される冷凍魚類頭部等の取扱いについては、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付け食安発0607第1号 最終改正：平成25年1月7日付け食安発0107第5号）の別紙「韓国向け輸出水産食品取扱要領」に基づき取り扱っているところです。

今般、韓国政府より日本から輸出される「冷凍食用鮮魚類頭部」の名称について、平成25年9月30日までに別紙に示す部位の名称に統一するよう要請を受けたことから、下記の事項に留意の上、貴管下関係業者等への周知及び指導方よろしく願います。

記

1. 登録名称の統一について

(1) 新規登録及び品目の追加について

別紙に示す部位の名称にて登録を行うこと。

(2) 既に登録されている品目について

別紙に示す部位の名称と齟齬がある場合は、平成25年9月30日までに登録事項の変更を完了する必要があるため、速やかに変更申請を行うよう貴管下施設登録者へ周知を行うとともに、当該申請を取りまとめの上、平成25年9月6日までに医薬食品局食品安全部監視安全課に登録の報告を行うこと。

2. 経過措置について

衛生証明書の「製品の名称等」については、厚生労働省のホームページにて公表されている施設登録リストの取扱品目名（以下「登録名称」という。）を記載することが原則であるが、登録名称と別紙に示す部位の名称に齟齬がある場合は、以下のとおり対応する。

- (1) 平成25年9月30日までの間には、登録名称の後に括弧にて別紙に示す部位の名称を併記する（衛生証明書発行申請書も同様に記載するよう周知のこと）。例：KAMA (NECK MEAT)、NODO (CHIN MEAT)
- (2) 平成25年10月1日以降は、原則どおり登録名称のみを記載する。

